

## 自己点検・自己評価委員会規定

勤医会東葛看護専門学校

(設置)

第1条 勤医会東葛看護専門学校自己点検・自己評価委員会（以下委員会という）を置く。

2、委員会は、第5条に規定する実施委員会を統括する。

(目的)

第2条 委員会は、本校の教育理念・目的及び社会的使命を達成する為に、その活動状況について不断に自ら点検・評価を行うことを目的とする。

2 委員会は前項を自己目的化することなく、その活動をとおして、学生が学ぶ主体として成長する学校・地域に開かれた学校としての本校のめざすものをさらに発展する為に行うものとする。

(構成及び任期)

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 校長及び副校長
- (2) 教務主任・事務長
- (3) 実習調整者
- (4) 学校外有識者

2、委員会は必要に応じて構成員以外の学校教育関係者の参加を求めることができる。

3、委員の任期は3年とする。

\*学校教育関係者とは、学生自治会：実習施設：同窓会：地域等の関係者を言う。

(組織)

第4条 委員会に委員長をおき校長がこれにあたる。

2、委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(自己点検・自己評価実施委員会)

第5条 第2条の目的を達成する為に、自己点検・自己評価項目に基づいて、学内の諸活動、諸組織の運営に関する点検・評価を実施するにあたり、委員会はその下に次の実施委員会を置く。

- (1) 教育活動実施委員会
- (2) 学校運営実施委員会

2、実施委員会の議長は自己点検・自己評価委員会の委員がこれを努める。

3、実施委員会は自己点検・自己評価のまとめ、編集作業を行い年報に整理する。

(実施方法)

第6条 委員会は第2条の目的を達成する為次の各号に定める作業を行う。

(1) 実施委員会からの年度ごとの自己点検・自己評価結果報告をうけ、これを全学校的立場から点検・評価する。

なお、自己点検・自己評価のプロセスにおいて、またはその結果について学生・地域・実習施設などの関係者の意見を反映させるものとする。

(2) 前号の結果は3年毎にとりまとめて、本校構成員（教職員・学生）及び実習施設・ホームページ上に提示し、理事会に報告する。また外部に報告する。

(3) 自己点検・自己評価の結果によって、新たな施策を策定しようとするときは、当委員会は、その諮問に応じ、必要な意見具申を行う。

(4) 委員会は第3条に定める委員会の構成、第5条に定める実施委員会の構成及び自己点検・自己評価の方法の見直しの必要を認めた時は、その原案を策定する。

(実施項目)

第7条 年度ごとの自己点検・自己評価の実施項目は、実施委員会において必要に応じて検討し、委員会はこれを決定する。

(規約の改廃)

第8条 この規約の改廃は、委員会の議を経て、管理会議の承認を必要とする。

付則

この規定は2008年4月から施行する。

2013年3月31日一部改訂、同年4月1日実施。

自己点検・自己評価委員  
会

教育活動実施委員  
会

学校運営実施委員  
会